

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (23)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知らう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (23)

第三章 国民の権利及び義務

—— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 ——

憲法第37条も、人身の自由の一種で、「刑事手続きの保障」に位置します。(3-④を参照)

憲法第三十七条 【 刑事被告人の権利 】

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

1. 語句説明

刑事事件・・・刑法の適用によって処理されるべき事件のこと。殺人、傷害、窃盗など。

被告人・・・裁判所に訴えられ、現に裁判を受けている者。

迅速・・・物事の進みぐあいがきわめて速いようす。

証人・・・事実を証明する人。裁判の時、尋問に答えて、自分が過去に経験した事実について述べるよう裁判所から命じられた第三者。

尋問・・・問い質すこと。裁判所が当事者その他の利害関係者に書面または口頭で陳述させること。

公費・・・国または公共団体の費用。

依頼・・・物事を人にたのむこと。人にたよること。

2. 被疑者から被告人へ

殺人や窃盗など、何らかの犯罪が発生した場合、その罪を犯した人には罪の軽重に応じて適正な刑罰を科さなければなりません。真の犯人に適正な刑罰を行うための一連の手続が「刑事手続き」です。

人権保障の観点から、真の犯人でない人に刑罰を科すことは当然できません。また、権力を持つ人たちが自分勝手に逮捕し刑罰を科すことも許されません。

日本国憲法は、法律で定められた手続によらなければ刑罰を科すことができない規定しており(憲法第31条)、これを受けて刑罰を科すための具体的な手続を刑事訴訟法という法律で定めています。

刑事手続きは、大きく捜査の場面と、公判(裁判)の場面があります。何らかの犯罪が発生した場合、その犯人として捜査の対象となった者(罪を犯した疑いのある者)を「被疑者」と呼びます。そして、捜査の場面から公判(裁判)の場面へ移るわけですが、この移る場面が「起訴」と呼ばれる手続です。

被疑者が起訴されると、被疑者は「被告人」と名前が変わります。

憲法第37条は、被告人の権利を保障する規定です。

3. 条文説明

刑罰は人の自由に対する重大な侵害ですから、それを科する手続きは慎重で公正なものであることが求められます。また、えん罪(無実の罪で泣く人)をつくり出さないように、憲法は刑事被告人の権利について定めています。

これは第31条が要請する適正手続きの具体化でもあります。

本条は、被告人の権利として、1項で「刑事事件の裁判は、公平・迅速・公開である必要がある」との権利を規定しています。2項は、「刑事裁判で被告人を訴えているのは検察官です。

被告人が犯罪をしたかどうかは刑事裁判の中で検察官が証拠に基づいて証明しなければなりません。証拠は物証などいろいろありますが、目撃者などから話を聞くのも証拠のひとつとして認められています。これが証人です。検察官は証人からいろいろ聞くのですが、証人の言っていることが間違っている場合だってあるかも知れません。(ちなみに証人がウソつくとも犯罪です。)

これを被告人が刑事裁判のなかでチェックできることを規定しています。

3項は、「検察官は法的手続のプロです。」、一方、被告人の多くは、法的手続きに明るい人は、あまりいません。法的面では素人といって良いでしょう。

ですから、「検察官」と「被告人」との間には、大きな力の差があります。したがって、公平性の見地から、被告人を手助けする弁護人を依頼する権利を定めています。

また、経済的な理由や、非人道的な事件のために引き受け手がいない、等の理由で被告人自ら弁護人を依頼することができないときは、国選弁護人が付せられることも定めています。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.